独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

 平成15年12月19日

 閣 議 決 定

独立行政法人、特殊法人及び認可法人(日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。)の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5/100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務 省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立 行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。 独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合 には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房 長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与 改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日閣議決定)の4に基づき、決定 に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5/100を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会(以下「委員会等」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年8月23日 内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成15年12月19日閣議決定)」(以下「閣議決定」という。)に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1. 基本的考え方

- (1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。
- (2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している 各分科会において審議し決定する。

2. 算定の方法

(1) 退職した役員((2)を除く。)が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

- (2) 在職期間が1年に満たない役員(監事を除く)並びに監事については1. 0を基準業績勘案率とする。
- (3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。 ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、そ

れを考慮したものとする。

なお、1.0を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)」に掲げる各観点に留意する。

3. 業績勘案率決定の手続き

- (1) 法人は、役員の退職者がでた場合、内閣府独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの 資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率(案)を決定する。
- (3) (2) で決定した業績勘案率(案) について、閣議決定に基づき総務省政策 評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、閣議決 定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附則

この決定は、平成16年1月1日以降の在職期間に適用する。

基準値の決定方法 (A+~Dの5段階評価の場合)

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化(A+ = 5 、A=4 、B=3 、C=2 、D=1)して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

(職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、 その職責に係る項目数で除して得られた値による。)

得られた値	基準値	得られた値	基準値
5. 0	2. 0	3. 2以上3. 5未満	0. 9
4. 9以上5. 0未満	1. 9	2. 9以上3. 2未満	0.8
4. 8以上4. 9未満	1. 8	2. 6以上2. 9未満	0. 7
4. 7以上4. 8未満	1. 7	2. 3以上2. 6未満	0.6
4. 6以上4. 7未満	1. 6	2. 0以上2. 3未満	0.5
4. 5以上4. 6未満	1. 5	1.8以上2.0未満	0.4
4. 4以上4. 5未満	1. 4	1. 6以上1. 8未満	0.3
4. 3以上4. 4未満	1. 3	1. 4以上1. 6未満	0. 2
4. 2以上4. 3未満	1. 2	1. 2以上1. 4未満	0. 1
4. 1以上4. 2未満	1. 1	1. 2未満	0. 0
3. 5以上4. 1未満	1. 0		

※ 今後、各分科会において5段階評価以外の評価基準が定められた場合には、 別途検討する。

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針

平成 16 年 7 月 23 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会決定

役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。

- 1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。
- 2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績(以下「法人等の業績」という。)の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。
 - ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
 - ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、 当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
 - ④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
 - ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。
 - 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の 役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。 また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
 - ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。
- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。

今後の業績勘案率の取組について

平成 21 年 3 月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会

○ したがって、例示された「各府省評価委から通

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針	補足説明
(平成 16.7.23 独法分科会決定)	
役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委	
員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評	
価・独立行政法人評価委員会として意見を述べ	
る際の当分科会の検討に当たっては、以下の方	
針とする。	
1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金	○ 「1.0を基本とする」の意味は、独立行政法人に
を国家公務員並にするという今般の退職金の	おいて、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な
見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。	業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切
	に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となる
	という意味である。
	○ 各府省独立行政法人評価委員会(以下「各府省評
	価委」という。)は、それぞれが業績評価の結果等
	から業績勘案率を算定する方法 (算式・評定の換算
	率等)を定めている。当分科会としては、その算定
	方法が方針と合わない場合は、それによって算定さ
	れた数値(以下「基礎業績勘案率」という。) は当
	分科会の審議を拘束しないものとする。
	○ 当分科会としては、各府省評価委資料中の基礎業
	績勘案率を用いることができない場合は、これまで
	明らかになった評価結果等を踏まえて、1.0以下の
	数値を設定する。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知	○ 本来、各府省評価委及び当分科会の検討は厳
が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求めら	格・適正を確保したものでなければならない。そ
れる場合には、当分科会としては、算定に当	の上で、ここで特に「厳格な検討が求められる」
たっての客観性の確保、法人の業績又は担当	としているのは、国の独立行政法人に対する国民
業務の実績(以下「法人等の業績」という。)	の批判や期待を十分に踏まえて慎重な検討が要す
の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく	る場合を示そうとしたものである。

検討を行う。

知された業績勘案率が 1.0 を超える場合」以外には、例えば、退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合などがここでいう「厳格な検討が求められる場合」に該当すると考えられる。

- 「客観性の確保」とは、単に算定式と算定過程 が明らかであることでは足りず、算定結果につい て客観的な妥当性が認められることである。
- ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
- 左は、1.0 を超える業績勘案率と結論する場合 に、「厳格な検討」としては、過去の通常の業績と の明確な対比が必要であることを示そうとしたも のである。
- ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
- 法人等の業績の反映重視の結果として、原則として、対象となる役員の在職期間に係る当該法人の業績評価の結果が確定していることが望ましい。しかしながら、役員の在職期間が法人の会計年度の途中から始まったり、途中で終了した場合や、業績評価の結果が確定するのに相当の時間が見込まれるときであって、役員への退職手当の適正な支給の観点から業績勘案率の算定が急がれる場合がある。

左は、そのような場合に、業績評価の結果が確定していない期間について法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定すべきことを示そうとしたものである。

- ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
- ④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の 業績等の反映状況と整合的であること。
- 現在の退職手当の算定は、在職時に受けた役員報酬の月額を基礎としている。また、役員報酬は、独立行政法人通則法第52条の規定に基づき、法人の業務の実績を考慮して定められる基準により、役員の業績を考慮しながら支給される。したがって、通常であれば、役員報酬に法人等の業績等は反映されており、結果として、退職手当も業績等と整合的であるはずである。しかしながら、既に役員の業績等

を考慮して報酬を加減算してある場合に、退職手当 の時点で業績勘案率をもって、さらに加減算すれば 過度の考慮がなされる結果を招くおそれがある。

左は、そのような場合には、過度の加減算がな された結果を招かないように検討することも含む ものである。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
 - ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。
 - ・ 過去の役員の通常の業績とは差があった ことを客観的・具体的根拠によって認定し ていること。
 - ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
 - ・ 役員任期中における、法人役員としての 固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘 案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情 があるとされている場合、当該要素を考慮す ることが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じ た形で算定されていること。

○ 左の「考慮の程度が付随的なものとなっており、 法人等の業績に比べて重視しすぎていない」とは、 まず、法人の業績が十分であることが必要であることを示そうとするものである。

このような考え方の根拠としては、独立行政法人の役員の退職手当の性格についての次のような理解がある。すなわち、役員の退職手当は、通常の月例報酬のような役員の勤労の単なる対価ではなく、少なくとも役員の法人経営への貢献に対する報償的な性格を有するものと考えられる。したがって、法人の業績不振等、法人自体が報償を十分に支給できる環境にない場合には、役員の個人的な業績にかかわらず、十全な支給はできないときがある。

- 左の「法人役員としての固有の業務に関する個人 的な業績」とは、役員が、職責の範囲内で自らの活 動により貢献した業績を示そうとするものである。
- 左は、法人等の業績を判断する指標の一つとして、経営努力の結果を示す目的積立金の有無、その金額の水準について勘案するべきことを示そうとするものである。
- 理事長、理事、監事等の職責の評価に当たっては、 退職役員の職責が明らかにされるべきである。ま た、その退職役員の職責に応じて講ずるべきと考え られる措置が適切に講じられる必要がある。
- 不祥事や事故等が起こった場合の事後処理や再 発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この

職責内の措置として認識される。したがって、不祥 事や事故等の発生に係る職責に応じた減算がなさ れるべき場合に、通常の事後処理が行われたことで は減算分を相殺するに至らないものと考えられる。

- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、 客観的資料を基に、十分な体制、時間をもっ て審議されていること。業績勘案率は、結果 として、業績に応じて弾力的なものであるこ と。また、決定された業績勘案率及びその理 由が公表されること。
- 左は、各府省評価委における十分な検討の確保等の必要性を示そうとするものである。したがって、当分科会としては、業績勘案率の検討に当たって勘案するべき事項について、各府省評価委の検討結果が不明であったり、各府省評価委の検討後に発覚したりした場合などについて、十分な検討の確保がなされていないと思料する場合、各府省評価委に対し意見の開陳や再検討を要請することになる。

業績勘案率に係る基本的なチェックの手順

<ステージ1 算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き> 定 算定方法により算定された率 業績勘案率の算定方法(算式・ 方 評定の換算率等)は、1.0 が基 は、当委員会の審議を拘束しな 法 本となっているか。(※1) Ν → いものとして扱う。 \mathcal{O} 妥 「1.0 が基本」とは、法人等の業績が中期目標に照らし順調 であり、法人の業務運営が良好かつ適正である場合に、業績勘案 率の検討対象たる役員が、良好かつ適正に業務を遂行したと認め 性 られると仮定したときの算定結果が 1.0 になるかどうかで判断 適 適切な算定が行われているか。 切 Ν (% 2)な ※2 「適切な算定」とは、①算式への当てはめに誤りがないこと、 Υ ②既存の当委員会の二次評価結果と矛盾しないことの2要件が満 定 たされる必要がある。 対象役員の任期中の法人の業 績は、良好か。(※3) Ν ※3 「良好」とは、法人の業績が中期目標に 照らし順調であり、法人の業務運営が良好か つ適正であるとの評価を得ているかどうか

礎 業 績 勘 案 率 \mathcal{O} 措 定

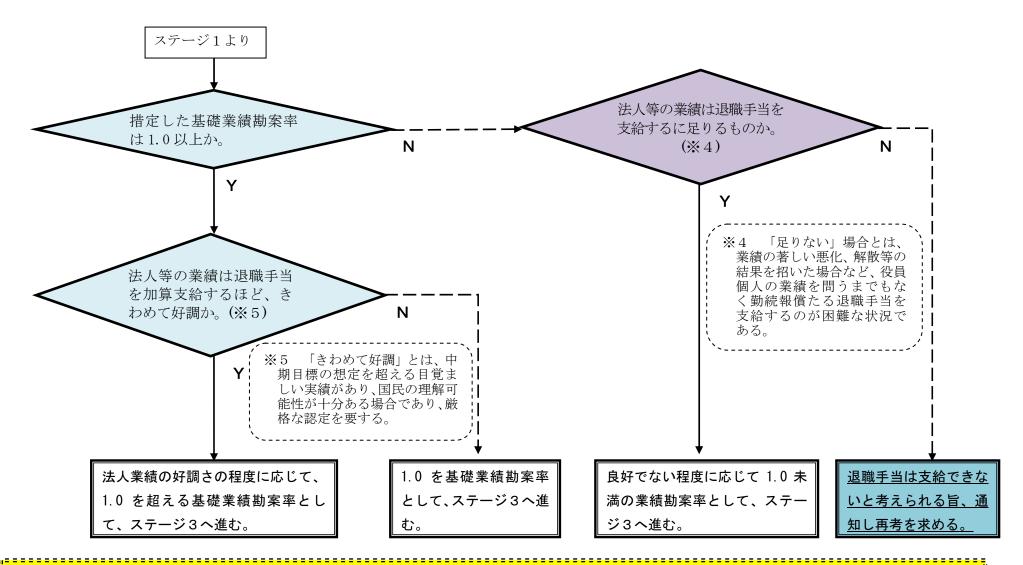
算定方法により算定された率を当委員会においても、 基礎業績勘案率と仮置きし、ステージ2へ進む。

1.0 を基礎業績勘案率として仮置 きし、ステージ2へ進む。

で判断する。

良好でない程度に応じて 1.0 未満の基礎業 **績勘案率を仮置きし、ステージ2へ進む。**

<ステージ2 仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討>



ステージ2で得られた基礎業績勘案率を、ステージ3ではAと表記する。

